

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現行
<p>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編）</p> <p>Ⅲ－２－３ 顧客の最善の利益の確保</p> <p>Ⅲ－２－３－２ 勧誘・説明態勢</p> <p>Ⅲ－２－３－２－４ 顧客に対する説明態勢</p> <p>（略）</p> <p>（１）基本的留意事項</p> <p><u>金融商品取引業者等は、金商法第 37 条の 3 第 2 項の規定に基づき、同項に規定する事項について、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引の目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明をすることが求められている。</u></p> <p><u>さらに、金融商品販売業者等（金融サービス提供法第 3 条第 3 項に規定する金融商品販売業者等をいう。）である金融商品取引業者等については、金融サービス提供法第 4 条の規定に基づき、同条第 1 項に掲げる重要事項についても、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引の目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明をする必要があることに留意するものとする。</u></p> <p>（２）説明態勢に関する主な着眼点</p> <p>① 適合性原則を踏まえた説明態勢の整備</p> <p><u>契約締結前交付書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の際等において、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引の目的に照らして、当該顧客に</u></p>	<p>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編）</p> <p>Ⅲ－２－３ 顧客の最善の利益の確保</p> <p>Ⅲ－２－３－２ 勧誘・説明態勢</p> <p>Ⅲ－２－３－２－４ 顧客に対する説明態勢</p> <p>（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（１）説明態勢に関する主な着眼点</p> <p>① 適合性原則を踏まえた説明態勢の整備</p> <p><u>契約締結前交付書面の交付の際等において、顧客の知識、経験、財産の状況、及び取引の目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度を適切に選択</u></p>

理解されるために必要な方法及び程度を適切に選択し、適合性原則を踏まえた適切な説明がなされる態勢が整備されているか。

② (略)

(⑤に移動)

③ 情報提供のみで顧客が内容を理解したことを確認した場合

金商業等府令第 96 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する「適切な方法」とは、例えば、金融商品取引をインターネットを通じて行う場合においては、顧客がその操作する電子計算機の画面上に表示される情報提供事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法が考えられる。この場合においても、当該情報提供事項が一般的に分かりやすく表示されている必要があり、顧客が希望するときは適切な説明がなされる態勢を整備する必要があることに留意する。また、顧客属性や取引の内容等によっては、単にかかる方法によって顧客の理解を確認しただけでは「適切な方法」による確認が行われたといえない場合があることに留意する。

④ 説明を要しない旨の顧客の意思の表明

金商業等府令第 96 条の 2 第 2 項第 2 号及び金融サービス提供法第 4 条第 7 項第 2 号に規定する「説明を要しない

し、適合性原則を踏まえた適切な説明がなされる態勢が整備されているか。

② (略)

③ 約定内容等の説明

金融商品取引の約定後に、約定内容（約定日時、約定金額又は約定数値等）について顧客から提示要請があった場合に、契約締結時の書面交付等により、当該情報を顧客に対して適切に提示しているか。

④ インターネットを通じた説明の方法

金商業等府令第 117 条第 1 項第 1 号に規定する「当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明」について、金融商品取引をインターネットを通じて行う場合においては、顧客がその操作する電子計算機の画面上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法で、顧客が理解した旨を確認することにより、当該説明を行ったものと考えられる。

(新設)

旨の顧客の意思の表明」については、あくまで顧客が取引の内容や金融商品のリスク等を正しく認識した上で、その自主的な判断に基づいて行われる必要があることを踏まえ、意思の表明があったか否かを実質的に判断しているか。

また、このような実質的判断を行うにあたっては、顧客の投資経験や知識等、顧客の判断能力を把握するために必要な態勢が整備されているか。その際の着眼点の詳細については、必要に応じ、Ⅲ－２－３－１（１）②を参照するものとする。

さらに、当該意思の表明が顧客本人による自発的な意思に基づくものであって、金融商品取引業者等から要求されたものではないことが確保されているか。

⑤ 約定内容等に係る情報の提供

金融商品取引の約定後に、約定内容（約定日時、約定金額又は約定数値等）について顧客から提示要請があった場合に、契約締結時の書面交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供等により、当該情報を顧客に対して適切に提示しているか。

(3) 説明書類に係る留意事項

- ① 金商法第 46 条の 4 又は第 47 条の 3 に規定する説明書類（Ⅲ－２－３－２－４（3）及びⅤ－２－２－２（2）において「説明書類」という。）については、常に、顧客の求めに応じ閲覧できる状態にあるよう金融商品取引業者に指示するものとする。その際、可能な限りインターネットを利用して表示するよう促すものとする。

((3)から移動)

(2) 説明書類に係る留意事項

- ① 金商法第 46 条の 4 又は第 47 条の 3 に規定する説明書類（Ⅲ－２－３－２－４（2）及びⅤ－２－２－２（2）において「説明書類」という。）については、常に、顧客の求めに応じ閲覧できる状態にあるよう金融商品取引業者に指示するものとする。その際、可能な限りインターネットを利用して表示するよう促すものとする。

<p>② (略)</p> <p>(4) 監督手法・対応 (略)</p> <p>Ⅲ-2-5 苦情等への対処 (金融ADR制度への対応も含む。)</p> <p>Ⅲ-2-5-2 金融ADR制度への対応</p> <p>Ⅲ-2-5-2-1 指定ADR機関が存在する場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点 (略)</p> <p>① 総論</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 公表・周知・顧客への対応</p> <p>a. (略)</p> <p>b. <u>契約締結前交付書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供</u>に関し、金融ADR制度についての説明を行っているか。</p> <p>また、顧客から苦情の申出があった場合には、真摯な対応をとるとともに、当事者間の話し合いでは顧客の理解が得られない場合や、損害賠償金額の確定が困難である場合には、改めて金融ADR制度について説明を行っているか。</p> <p>c.・d. (略)</p> <p>② (略)</p>	<p>② (略)</p> <p>(3) 監督手法・対応 (略)</p> <p>Ⅲ-2-5 苦情等への対処 (金融ADR制度への対応も含む。)</p> <p>Ⅲ-2-5-2 金融ADR制度への対応</p> <p>Ⅲ-2-5-2-1 指定ADR機関が存在する場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点 (略)</p> <p>① 総論</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 公表・周知・顧客への対応</p> <p>a. (略)</p> <p>b. 契約締結前交付書面の交付に関し、金融ADR制度についての説明を行っているか。</p> <p>また、顧客から苦情の申出があった場合には、真摯な対応をとるとともに、当事者間の話し合いでは顧客の理解が得られない場合や、損害賠償金額の確定が困難である場合には、改めて金融ADR制度について説明を行っているか。</p> <p>c.・d. (略)</p> <p>② (略)</p>
---	---

Ⅲ－２－５－２－２ 指定ADR機関が存在しない場合

(1) (略)

(2) 主な着眼点

(略)

① 総論

イ. 苦情処理措置・紛争解決措置の選択

a.・b. (略)

c. 「苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ適確に遂行できる法人」((a) vi・(b) vi) を利用する場合、当該法人が苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ適確に遂行するに足る経理的基礎及び人的構成を有する法人であること(金商業等府令第115条の3第1項第5号、同条第2項第5号)について、相当の資料等に基づいて、合理的に判断しているか。

d.・e. (略)

ロ. (略)

② (略)

③ 苦情処理措置(外部機関を利用する場合)及び紛争解決措置の留意事項

イ. 周知・公表等

a. (略)

b. 契約締結前交付書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関し、金融ADR制度についての説明を行っているか。

また、顧客からの苦情の申出があった場合には、真摯な対応をとるとともに、当事者間の話し合いでは

Ⅲ－２－５－２－２ 指定ADR機関が存在しない場合

(1) (略)

(2) 主な着眼点

(略)

① 総論

イ. 苦情処理措置・紛争解決措置の選択

a.・b. (略)

c. 「苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ適確に遂行できる法人」((a) vi・(b) vi) を利用する場合、当該法人が苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ適確に遂行するに足る経理的基礎及び人的構成を有する法人であること(金商業等府令第115条の2第1項第5号、同条第2項第5号)について、相当の資料等に基づいて、合理的に判断しているか。

d.・e. (略)

ロ. (略)

② (略)

③ 苦情処理措置(外部機関を利用する場合)及び紛争解決措置の留意事項

イ. 周知・公表等

a. (略)

b. 契約締結前交付書面の交付に関し、金融ADR制度についての説明を行っているか。

また、顧客からの苦情の申出があった場合には、真摯な対応をとるとともに、当事者間の話し合いでは顧客の理解が得られない場合や、損害賠償金額の確

顧客の理解が得られない場合や、損害賠償金額の確定が困難である場合には、改めて金融ADR制度について説明を行っているか。

c.・d. (略)

ロ. (略)

Ⅲ-2-5-3 各種書面に記載すべき事項に係る情報提供

金融商品取引業者は、各種書面（契約締結前交付書面、事業報告書、説明書類等）等において金融ADR制度への対応内容を提供することが義務付けられている。それら書面等においては、指定ADR機関が存在しない場合は、苦情処理措置・紛争解決措置の内容を提供する必要があるが、例えば、金融商品取引業者が外部機関を利用している場合、当該外部機関（苦情処理・紛争解決に係る業務の一部を他の機関に委託している場合、当該他の機関も含む。）の名称及び連絡先など、実態に即して適切な事項を提供すべきことに留意する。

Ⅲ-3 諸手続（共通編）

Ⅲ-3-3 業務に関する帳簿書類関係

(略)

(1) 基本的留意事項

①～④ (略)

⑤ 金商業等府令第157条第1項第1号イ(5)に規定する書面の写しについては、当該書面と同時に機械的処理により作成されるものであって、当該書面の記載事項がすべて

定が困難である場合には、改めて金融ADR制度について説明を行っているか。

c.・d. (略)

ロ. (略)

Ⅲ-2-5-3 各種書面への記載

金融商品取引業者は、各種書面（契約締結前交付書面、事業報告書、説明書類等）において金融ADR制度への対応内容を記載することが義務付けられている。それら書面には、指定ADR機関が存在しない場合は、苦情処理措置・紛争解決措置の内容を記載する必要があるが、例えば、金融商品取引業者が外部機関を利用している場合、当該外部機関（苦情処理・紛争解決に係る業務の一部を他の機関に委託している場合、当該他の機関も含む。）の名称及び連絡先など、実態に即して適切な事項を記載すべきことに留意する。

Ⅲ-3 諸手続（共通編）

Ⅲ-3-3 業務に関する帳簿書類関係

(略)

(1) 基本的留意事項

①～④ (略)

⑤ 金商業等府令第157条第1項第1号イ(4)に規定する書面（金商法第37条の4第1項に規定する契約締結時等交付書面）の写しについては、当該書面と同時に機械的処

記載された他の帳簿書類をもってこれに代えることができる。

⑥～⑨ (略)

(2) 帳簿書類のマイクロフィルムによる作成・保存

① (略)

② (略)

イ. 対象となる帳簿書類が、金商業等府令第 157 条第 1 項第 1 号イ (5)、第 9 号、第 11 号、第 16 号 (ロ及びハに限る。) 及び第 17 号 (イを除く。) に掲げるものである場合

ロ.・ハ. (略)

IV. 監督上の評価項目と諸手続 (第一種金融商品取引業)

IV-3 業務の適切性 (第一種金融商品取引業)

IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性

IV-3-1-2 勧誘・説明態勢

(1) (略)

(2) 有価証券の受渡状況その他の必要情報の通知に係る留意事項

(略)

① 金商法第 37 条の 4 に規定する契約締結時等の情報の提供をすべき事項

②～④ (略)

(3)～(9) (略)

(10) 金商業等府令第 70 条の 2 第 7 項に定める業務管理体制の

理により作成されるものであって、当該書面の記載事項がすべて記載された他の帳簿書類をもってこれに代えることができる。

⑥～⑨ (略)

(2) 帳簿書類のマイクロフィルムによる作成・保存

① (略)

② (略)

イ. 対象となる帳簿書類が、金商業等府令第 157 条第 1 項第 1 号イ (4)、第 9 号、第 11 号、第 16 号 (ロ及びハに限る。) 及び第 17 号 (イを除く。) に掲げるものである場合

ロ.・ハ. (略)

IV. 監督上の評価項目と諸手続 (第一種金融商品取引業)

IV-3 業務の適切性 (第一種金融商品取引業)

IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性

IV-3-1-2 勧誘・説明態勢

(1) (略)

(2) 有価証券の受渡状況その他の必要情報の通知に係る留意事項

(略)

① 金商法第 37 条の 4 第 1 項に規定する契約締結時等の書面に記載すべき事項

②～④ (略)

(3)～(9) (略)

(10) 金商業等府令第 70 条の 2 第 7 項に定める業務管理体制の

整備に係る留意事項

(略)

①～④ (略)

⑤ 顧客がより有利な価格で取引を行うことを主な目的として社内取引システムを用いた取引を行う場合（当該顧客の求めに応じて金商業等府令第124条第9項に規定する書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供をしたことにより、当該社内取引システムを利用したことによる個々の取引に係る価格改善効果の状況の提供がされているときを除く。）、当該社内取引システムを利用したことによる個々の取引に係る価格改善効果の状況（価格改善しなかった場合はその理由を含む。）

⑥ (略)

(11) 最良執行方針等に係る留意事項

(略)

① 最良執行方針等の分かりやすい情報の提供について
最良執行方針等に係る情報は、顧客の属性や証券会社等のビジネスモデルに応じて、分かりやすく提供しているか。

② (略)

③ 最良価格検索システムによる注文回送ルールについて
金商業等府令第124条第2項第1号口に規定する「取引所金融商品市場等の選択の方法及び順序」に関して、例えば、提示されている気配等を比較し、順次に回送するのか、複数に分割して同時に回送するのかを決定するといった、基本となる注文回送ルールについて、顧客の属性に応

整備に係る留意事項

(略)

①～④ (略)

⑤ 顧客がより有利な価格で取引を行うことを主な目的として社内取引システムを用いた取引を行う場合（当該顧客の求めに応じて金商業等府令第124条第6項に規定する最良執行説明書を交付した場合であって、当該最良執行説明書に当該社内取引システムを利用したことによる個々の取引に係る価格改善効果の状況が記載されているときを除く。）、当該社内取引システムを利用したことによる個々の取引に係る価格改善効果の状況（価格改善しなかった場合はその理由を含む。）

⑥ (略)

(11) 最良執行方針等に係る留意事項

(略)

① 最良執行方針等の分かりやすい記載について
最良執行方針等は、顧客の属性や証券会社等のビジネスモデルに応じて、分かりやすく記載しているか。

② (略)

③ 最良価格検索システムによる注文回送ルールについて
金商業等府令第124条第2項第1号口に規定する「取引所金融商品市場等の選択の方法及び順序」に関して、例えば、提示されている気配等を比較し、順次に回送するのか、複数に分割して同時に回送するのかを決定するといった、基本となる注文回送ルールについて、顧客の属性に応

じて、最良執行方針等に係る情報として、分かりやすく提供しているか。

④ 最良価格検索システムによる注文回送ルールを採用する理由について

イ. 金商業等府令第 124 条第 2 項第 1 号イに規定する「価格を比較する取引所金融商品市場等」に関して、自社又は自社と系列・友好関係が認められる証券会社等が運営する私設取引システム又は社内取引システムを比較の対象として選択している場合には、顧客にとってのメリット・デメリットを踏まえた上で、当該私設取引システム又は当該社内取引システムを選択する合理的な理由について、資本関係の有無を含め、最良執行方針等に係る情報として、具体的に提供しているか。

ロ. 金商業等府令第 124 条第 2 項第 1 号ロに規定する「複数の取引所金融商品市場等における最も有利な価格が同一である場合におけるもの」に関して、最良価格検索システムの使用に際して比較する複数の取引所金融商品市場等における最も有利な価格が同一である場合に、自社又は自社と系列・友好関係が認められる証券会社等が運営する私設取引システム又は社内取引システムで優先して注文を執行することとしている場合には、顧客にとってのメリット・デメリットを踏まえた上で、当該私設取引システム又は当該社内取引システムで注文を執行する合理的な理由について、最良執行方針等に係る情報として、具体的に提供しているか。

(12)・(13) (略)

じて、最良執行方針等に分かりやすく記載しているか。

④ 最良価格検索システムによる注文回送ルールを採用する理由について

イ. 金商業等府令第 124 条第 2 項第 1 号イに規定する「価格を比較する取引所金融商品市場等」に関して、自社又は自社と系列・友好関係が認められる証券会社等が運営する私設取引システム又は社内取引システムを比較の対象として選択している場合には、顧客にとってのメリット・デメリットを踏まえた上で、当該私設取引システム又は当該社内取引システムを選択する合理的な理由について、資本関係の有無を含め、最良執行方針等に具体的に記載しているか。

ロ. 金商業等府令第 124 条第 2 項第 1 号ロに規定する「複数の取引所金融商品市場等における最も有利な価格が同一である場合におけるもの」に関して、最良価格検索システムの使用に際して比較する複数の取引所金融商品市場等における最も有利な価格が同一である場合に、自社又は自社と系列・友好関係が認められる証券会社等が運営する私設取引システム又は社内取引システムで優先して注文を執行することとしている場合には、顧客にとってのメリット・デメリットを踏まえた上で、当該私設取引システム又は当該社内取引システムで注文を執行する合理的な理由について、最良執行方針等に具体的に記載しているか。

(12)・(13) (略)

IV-3-3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性

IV-3-3-2 勧誘・説明態勢

(1)～(7) (略)

(8) 契約締結前の書面交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る留意事項

①～④ (略)

⑤ 金商業等府令第 94 条第 1 項第 1 号に規定する「カバー取引相手方」については、複数のカバー取引相手方がある場合は、その全てを提供することとする。ただし、銀行間外国為替市場（いわゆる「インター・バンク市場」）参加者が当該取引をインター・バンク市場において行う場合等であって、あらかじめカバー取引相手方が特定できない場合には、その旨を提供すれば足りるものとする。

⑥ 金商業等府令第 94 条第 1 項第 4 号に規定する「預託先」には、有価証券店頭デリバティブ取引の場合にあっては顧客分別金信託の受託者、有価証券関連店頭デリバティブ取引等以外の店頭デリバティブ取引等の場合にあっては保証金等の預託先となる金商業等府令第 143 条第 1 項第 1 号又は第 2 号イからニまでに掲げる預託先の具体的な名称を提供することとする。

(9)～(12) (略)

IV-3-4 商品関連市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性

IV-3-4-2 勧誘・説明態勢

IV-3-3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性

IV-3-3-2 勧誘・説明態勢

(1)～(7) (略)

(8) 契約締結前の書面交付に係る留意事項

①～④ (略)

⑤ 金商業等府令第 94 条第 1 項第 1 号に規定する「カバー取引相手方」については、複数のカバー取引相手方がある場合は、その全てを記載することとする。ただし、銀行間外国為替市場（いわゆる「インター・バンク市場」）参加者が当該取引をインター・バンク市場において行う場合等であって、あらかじめカバー取引相手方が特定できない場合には、その旨を記載すれば足りるものとする。

⑥ 金商業等府令第 94 条第 1 項第 4 号に規定する「預託先」には、有価証券店頭デリバティブ取引の場合にあっては顧客分別金信託の受託者、有価証券関連店頭デリバティブ取引等以外の店頭デリバティブ取引等の場合にあっては保証金等の預託先となる金商業等府令第 143 条第 1 項第 1 号又は第 2 号イからニまでに掲げる預託先の具体的な名称を記載することとする。

(9)～(12) (略)

IV-3-4 商品関連市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性

IV-3-4-2 勧誘・説明態勢

<p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) <u>契約締結前の書面交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る留意事項</u></p> <p>①・② (略)</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>IV-3-6 電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱う金融商品取引業者に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-6-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 電子記録移転有価証券表示権利等の説明に係る留意事項</p> <p>電子記録移転有価証券表示権利等の売買その他の取引に係る<u>契約締結前交付書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供</u>においては、金商業等府令第83条第1項第7号に基づき、電子記録移転有価証券表示権利等の概要や顧客の注意を喚起すべき事項を<u>提供</u>することが求められている。</p> <p>例えば、電子記録移転有価証券表示権利等の概要の説明に関しては、技術的な説明を伴う場合には図を用いる等して投資者に分かりやすく<u>情報提供</u>することが望まれる。また、電子記録移転有価証券表示権利等の仕組みに関し、権利の保有及び移転の方法等（権利移転に係る合意の成立、決済、対抗要件の具備の方法等を含むがこれらに限られない。）について、通常の有価証券とは異なるリスク等が存在する場合にはこれを適切に説明することが求められる点に留意する。</p>	<p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 契約締結前の書面交付に係る留意事項</p> <p>①・② (略)</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>IV-3-6 電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱う金融商品取引業者に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-6-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 電子記録移転有価証券表示権利等の説明に係る留意事項</p> <p>電子記録移転有価証券表示権利等の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面においては、金商業等府令第83条第1項第7号に基づき、電子記録移転有価証券表示権利等の概要や顧客の注意を喚起すべき事項を<u>記載</u>することが求められている。</p> <p>例えば、電子記録移転有価証券表示権利等の概要の説明に関しては、技術的な説明を伴う場合には図を用いる等して投資者に分かりやすく<u>記載</u>することが望まれる。また、電子記録移転有価証券表示権利等の仕組みに関し、権利の保有及び移転の方法等（権利移転に係る合意の成立、決済、対抗要件の具備の方法等を含むがこれらに限られない。）について、通常の有価証券とは異なるリスク等が存在する場合にはこれを適切に説明することが求められる点に留意する。</p>
--	---

<p>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-2-1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性</p> <p>V-2-1-1 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) 有価証券の受渡状況その他の必要情報の通知に係る留意事項</p> <p>(略)</p> <p>① 金商法第 37 条の 4 に規定する<u>契約締結時の情報の提供をすべき事項</u></p> <p>②・③ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) ファンドに関する説明義務に係る留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>契約締結前の書面交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る留意事項</u></p> <p>金商業等府令第 92 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する「事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約の特性」としては、具体的には、(i) 顧客が出資した金銭が充てられる出資対象事業の概要、(ii) 顧客は出資した金銭の実際の用途や収支の状況等について、出資対象事業を行う者から相対で入手する情報に基づいて顧客自身で判断する必要があること、(iii) 出資対象事業の収益性について保証等がされている訳ではないこと等について<u>情報提供</u>するものとする。</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-2-1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性</p> <p>V-2-1-1 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) 有価証券の受渡状況その他の必要情報の通知に係る留意事項</p> <p>(略)</p> <p>① 金商法第 37 条の 4 <u>第 1 項</u>に規定する<u>契約締結時の書面に記載すべき事項</u></p> <p>②・③ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) ファンドに関する説明義務に係る留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 契約締結前の書面交付に係る留意事項</p> <p>金商業等府令第 92 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する「事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約の特性」としては、具体的には、(i) 顧客が出資した金銭が充てられる出資対象事業の概要、(ii) 顧客は出資した金銭の実際の用途や収支の状況等について、出資対象事業を行う者から相対で入手する情報に基づいて顧客自身で判断する必要があること、(iii) 出資対象事業の収益性について保証等がされている訳ではないこと等について<u>記載</u>するものとする。</p> <p>(5)・(6) (略)</p>
---	--

<p>V-2-2 市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>V-2-2-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>契約締結前の書面交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る留意事項</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>VI. 監督上の評価項目と諸手続 (投資運用業)</p> <p>VI-2 業務の適切性 (投資運用業)</p> <p>VI-2-2 投資一任業に係る業務の適切性</p> <p>VI-2-2-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>契約締結前の書面交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る留意事項</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 金商業等府令第 96 条第 2 項第 3 号に規定する「当該金融商品取引業者等とファンド関係者との間の資本関係」については、ファンド関係者が金融商品取引業者等の金商業等府令第 1 条第 3 項第 14 号に規定する親法人等、同項第 16 号に規定する子法人等又は第 126 条第 3 号に規定する関係外国法人等に該当する場合に、その旨を提供する。</p> <p>⑥ 金商業等府令第 96 条第 2 項第 3 号に規定する当該金融商品取引業者等とファンド関係者との間の「人的関係」については、合理的と認められる一定の時点における役職員の兼職状況を<u>提供</u>する。</p> <p>⑦ 金商業等府令第 96 条第 1 項第 3 号に掲げる事項につい</p>	<p>V-2-2 市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>V-2-2-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 契約締結前の書面交付に係る留意事項</p> <p>①～④ (略)</p> <p>VI. 監督上の評価項目と諸手続 (投資運用業)</p> <p>VI-2 業務の適切性 (投資運用業)</p> <p>VI-2-2 投資一任業に係る業務の適切性</p> <p>VI-2-2-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約締結前の書面交付に係る留意事項</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 金商業等府令第 96 条第 2 項第 3 号に規定する「当該金融商品取引業者等とファンド関係者との間の資本関係」については、ファンド関係者が金融商品取引業者等の金商業等府令第 1 条第 3 項第 14 号に規定する親法人等、同項第 16 号に規定する子法人等又は第 126 条第 3 号に規定する関係外国法人等に該当する場合に、その旨を記載する。</p> <p>⑥ 金商業等府令第 96 条第 2 項第 3 号に規定する当該金融商品取引業者等とファンド関係者との間の「人的関係」については、合理的と認められる一定の時点における役職員の兼職状況を記載する。</p> <p>⑦ 金商業等府令第 96 条第 1 項第 3 号に掲げる事項につい</p>
---	--

て、投資一任契約に基づく投資判断を行う者の氏名又は当該投資判断を行うとともに、これに基づく投資を行う者の氏名に代わり、当該投資判断又は投資を行う部署の名称を提供する場合において、「照会に対して速やかに回答できる体制」としては、例えば、当該投資判断又は投資を行う者の氏名に係る記録が、投資一任業者において適切に作成・保存されることにより、顧客からの照会に対して、速やかに当該記録を確認し、回答できる態勢となっていることが考えられる。

(3) 契約締結時の書面交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る留意事項

①～③ (略)

④ 金商業等府令第 107 条第 1 項第 7 号に掲げる事項について、投資一任契約に基づく投資判断を行う者の氏名又は当該投資判断を行うとともに、これに基づく投資を行う者の氏名に代わり、当該投資判断又は投資を行う部署の名称を提供する場合において、「照会に対して速やかに回答できる体制」としては、例えば、当該投資判断又は投資を行う者の氏名に係る記録が、投資一任業者において適切に作成・保存されることにより、顧客からの照会に対して、速やかに当該記録を確認し、回答できる態勢となっていることが考えられる。

(4) (略)

VI-2-2-5 その他留意事項

て、投資一任契約に基づく投資判断を行う者の氏名又は当該投資判断を行うとともに、これに基づく投資を行う者の氏名に代わり、当該投資判断又は投資を行う部署の名称を記載する場合において、「照会に対して速やかに回答できる体制」としては、例えば、当該投資判断又は投資を行う者の氏名に係る記録が、投資一任業者において適切に作成・保存されることにより、顧客からの照会に対して、速やかに当該記録を確認し、回答できる態勢となっていることが考えられる。

(3) 契約締結時の書面交付に係る留意事項

①～③ (略)

④ 金商業等府令第 107 条第 1 項第 7 号に掲げる事項について、投資一任契約に基づく投資判断を行う者の氏名又は当該投資判断を行うとともに、これに基づく投資を行う者の氏名に代わり、当該投資判断又は投資を行う部署の名称を記載する場合において、「照会に対して速やかに回答できる体制」としては、例えば、当該投資判断又は投資を行う者の氏名に係る記録が、投資一任業者において適切に作成・保存されることにより、顧客からの照会に対して、速やかに当該記録を確認し、回答できる態勢となっていることが考えられる。

(4) (略)

VI-2-2-5 その他留意事項

(1) ~ (5) (略)

(6) 厚生年金保険法の規定による投資一任契約についての留意事項

①・② (略)

③ 存続厚生年金基金から、廃止前厚生年金基金令第 30 条第 3 項の規定に違反して、運用財産の運用に関して、特定の債券・株式・受益証券等を取得又は処分する等の指図（以下「個別指図」という。）がなされた場合に、当該指示に基づく運用に応じないこととする等、金商業等府令第 130 条第 1 項第 13 号を遵守できるよう適切な態勢が整備されているか。また、存続厚生年金基金による個別指図を促すような商品勧誘や説明を行わないよう適切な態勢が整備されているか。

なお、以下の行為は、金商業等府令第 130 条第 1 項第 13 号に反しない。

- ・ 存続厚生年金基金から、(i) 投資一任業者の自社系ファンド（ファンドの設定者又は運用会社が、当該投資一任業者、金商業等府令第 1 条第 3 項第 14 号に規定する親法人等、同項第 16 号に規定する子法人等又は第 126 条第 3 号に規定する関係外国法人等であるファンドをいう。）の取得等に関する指図（運用指針や契約書等に明記する場合を含む。）、(ii) 特定の銘柄の有価証券の取得の禁止に関する指図、(iii) 1 銘柄または 1 業種に対する投資比率制限等の運用方針に関する指図を受けた場合に、これに応じること
- ・ 投資一任業者が、投資一任契約の勧誘に際し、当該契

(1) ~ (5) (略)

(6) 厚生年金保険法の規定による投資一任契約についての留意事項

①・② (略)

③ 存続厚生年金基金から、廃止前厚生年金基金令第 30 条第 3 項の規定に違反して、運用財産の運用に関して、特定の債券・株式・受益証券等を取得又は処分する等の指図（以下「個別指図」という。）がなされた場合に、当該指示に基づく運用に応じないこととする等、金商業等府令第 130 条第 1 項第 13 号を遵守できるよう適切な態勢が整備されているか。また、存続厚生年金基金による個別指図を促すような商品勧誘や説明を行わないよう適切な態勢が整備されているか。

なお、以下の行為は、金商業等府令第 130 条第 1 項第 13 号に反しない。

- ・ 存続厚生年金基金から、(i) 投資一任業者の自社系ファンド（ファンドの設定者又は運用会社が、当該投資一任業者、金商業等府令第 1 条第 3 項第 14 号に規定する親法人等、同項第 16 号に規定する子法人等又は第 126 条第 3 号に規定する関係外国法人等であるファンドをいう。）の取得等に関する指図（運用指針や契約書等に明記する場合を含む。）、(ii) 特定の銘柄の有価証券の取得の禁止に関する指図、(iii) 1 銘柄または 1 業種に対する投資比率制限等の運用方針に関する指図を受けた場合に、これに応じること
- ・ 投資一任業者が、投資一任契約の勧誘に際し、当該契

約の締結後に当該契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券（金商業等府令第 96 条第 4 項に規定する対象有価証券をいう。）を投資の対象とする方針である場合において、存続厚生年金基金に対する契約締結前交付書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供により、当該有価証券について情報提供し、説明する行為

④～⑥ （略）

VI-2-3 投資信託委託業等に係る業務の適切性

VI-2-3-5 ESG考慮に関する留意事項

(1)・(2) （略）

(3) 開示

①～④ （略）

⑤ 定期開示

ESG投信の交付運用報告書（上場投資信託の場合には継続的な開示書類。以下同じ。）の交付又は交付運用報告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供により、以下の事項を継続的に提供しているか。

イ. ～ホ. （略）

⑥ 外部委託

ESG投信の運用を外部委託する場合、外部委託先に対する適切なデューディリジェンスや運用状況の確認を行い、交付目論見書や交付運用報告書の交付又は交付運用報告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供により、外部委託運用の②～⑤の内容を反映した開示がなされている

約の締結後に当該契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券（金商業等府令第 96 条第 4 項に規定する対象有価証券をいう。）を投資の対象とする方針である場合において、存続厚生年金基金に交付する契約締結前交付書面に、当該有価証券について記載し、説明する行為

④～⑥ （略）

VI-2-3 投資信託委託業等に係る業務の適切性

VI-2-3-5 ESG考慮に関する留意事項

(1)・(2) （略）

(3) 開示

①～④ （略）

⑤ 定期開示

ESG投信の交付運用報告書（上場投資信託の場合には継続的な開示書類。以下同じ。）に、以下の事項を継続的に記載しているか。

イ. ～ホ. （略）

⑥ 外部委託

ESG投信の運用を外部委託する場合、外部委託先に対する適切なデューディリジェンスや運用状況の確認を行い、交付目論見書や交付運用報告書に外部委託運用の②～⑤の内容を反映した開示がなされているか。また、これらの開示が困難な場合には、その理由を説明しているか。

<p>か。また、これらの開示が困難な場合には、その理由を説明しているか。</p> <p>(4) (略)</p> <p>VI-2-5 ファンド運用業に係る業務の適切性</p> <p>VI-2-5-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>契約締結前の書面交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る留意事項</u></p> <p>(略)</p> <p>VI-2-8 海外投資家等特例業務に関する特に留意すべき事項</p> <p>VI-2-8-1 業務執行態勢に関する留意事項</p> <p>(1) 海外投資家等特例業務の要件</p> <p>(略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 出資要件を満たさない顧客に出資をさせるため、顧客に事実と異なる資産状況等の申告を誘導していないか、必要に応じて検証を行うなど、適正な勧誘に努めているか。特に、海外投資家等のうち特定投資家以外の者が顧客となる場合は、<u>契約締結前交付書面等の金商法上の書面交付等の義務その他の行為規制も適切に遵守しているか。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>VI-3 諸手続 (投資運用業)</p>	<p>(4) (略)</p> <p>VI-2-5 ファンド運用業に係る業務の適切性</p> <p>VI-2-5-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約締結前の書面交付に係る留意事項</p> <p>(略)</p> <p>VI-2-8 海外投資家等特例業務に関する特に留意すべき事項</p> <p>VI-2-8-1 業務執行態勢に関する留意事項</p> <p>(1) 海外投資家等特例業務の要件</p> <p>(略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 出資要件を満たさない顧客に出資をさせるため、顧客に事実と異なる資産状況等の申告を誘導していないか、必要に応じて検証を行うなど、適正な勧誘に努めているか。特に、海外投資家等のうち特定投資家以外の者が顧客となる場合は、<u>契約締結前交付書面等の金商法上の書面交付義務その他の行為規制も適切に遵守しているか。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>VI-3 諸手続 (投資運用業)</p>
--	---

VI-3-2 承認及び届出等

VI-3-2-3 運用状況に係る情報の提供

(1) 投資一任業に係る運用状況の情報提供内容

- ① 金商法第 42 条の 7 第 1 項に規定する運用状況に係る情報の提供事項について、金商業等府令第 134 条第 3 項第 2 号に規定する事項には、複数の顧客の資産を合同運用する場合は、合同運用している資産の総額並びに当該資産を構成する金銭及び有価証券等の銘柄、数、価格及び当該資産に係る当該顧客の持分並びに持分に相当する金額を含む。
- ② 金商業等府令第 134 条第 3 項第 3 号ニ（1）に規定する「有価証券の売買その他の取引」のうち、レポ形式の取引については、その取引に係る運用手法が顧客のポートフォリオにレバレッジをかけて運用していると認められるものである場合に限り、金融安定理事会「シャドーバンキングの監視と規制の強化：証券貸借・レポ取引のシャドーバンキングリスクに対処するための政策提言」（平成 25 年 8 月）の提言 5 を踏まえ、次の事項を提供するものであること。
イ.～ト. （略）
- ③ 金商業等府令第 134 条第 3 項第 4 号に規定する事項には、投資一任契約に係る業務と有価証券関連業務を一体として契約した場合において、投資一任契約に係る報酬とは別に、売買委託手数料や口座管理料等の費用を徴収した場合は、これらの内訳を提供するものであること。
- ④ 金商業等府令第 134 条第 3 項第 6 号に規定する情報提供すべき取引の内容については、約定した全ての取引ごとに

VI-3-2 承認及び届出等

VI-3-2-3 運用報告書

(1) 投資一任業に係る運用報告書の記載内容

- ① 金商法第 42 条の 7 第 1 項に規定する報告書の記載事項について、金商業等府令第 134 条第 1 項第 2 号に規定する記載事項には、複数の顧客の資産を合同運用する場合は、合同運用している資産の総額並びに当該資産を構成する金銭及び有価証券等の銘柄、数、価格及び当該資産に係る当該顧客の持分並びに持分に相当する金額を含む。
- ② 金商業等府令第 134 条第 1 項第 3 号ニ（1）に規定する「有価証券の売買その他の取引」のうち、レポ形式の取引については、その取引に係る運用手法が顧客のポートフォリオにレバレッジをかけて運用していると認められるものである場合に限り、金融安定理事会「シャドーバンキングの監視と規制の強化：証券貸借・レポ取引のシャドーバンキングリスクに対処するための政策提言」（平成 25 年 8 月）の提言 5 を踏まえ、次の事項を記載するものであること。
イ.～ト. （略）
- ③ 金商業等府令第 134 条第 1 項第 4 号に規定する記載事項には、投資一任契約に係る業務と有価証券関連業務を一体として契約した場合において、投資一任契約に係る報酬とは別に、売買委託手数料や口座管理料等の費用を徴収した場合は、これらの内訳を記載するものであること。
- ④ 金商業等府令第 134 条第 1 項第 6 号に規定する記載すべき取引の内容については、約定した全ての取引ごとに価

価額、数量等を提供する必要は無く、当該取引の目的及び性質に照らし簡略化することも可能であり、例えば、行われた運用財産相互間取引の類型（金商業等府令第 129 条第 1 項各号に規定する要件等）を提供することでも足りるものとする。

⑤ 金商業等府令第 134 条第3項第 11 号に規定する「財務又は投資一任契約に係る業務に関する外部監査」には、以下のもの（これらに相当するものを含む。）が該当する。

- ・財務諸表監査及び内部統制監査
- ・会社法に基づく会計監査人による監査
- ・内部統制保証業務
- ・資産運用業務を行う会社のパフォーマンス開示がグローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）に準拠しているかに関する検証

⑥ 金商業等府令第 134 条第4項に基づき、金商業等府令第 96 条第 2 項各号に掲げる事項を提供する場合、同項第 3 号の「当該金融商品取引業者等とファンド関係者との間の資本関係」については、ファンド関係者が金融商品取引業者等の金商業等府令第 1 条第 3 項第 14 号に規定する親法人等、同項第 16 号に規定する子法人等又は第 126 条第 3 号に規定する関係外国法人等に該当する場合に、その旨を提供する。

また、金商業等府令第 96 条第 2 項第 3 号の当該金融商品取引業者等とファンド関係者との間の「人的関係」については、合理的と認められる一定の時点における役職員の兼職状況を提供する。

額、数量等を記載する必要は無く、当該取引の目的及び性質に照らし簡略化することも可能であり、例えば、行われた運用財産相互間取引の類型（金商業等府令第 129 条第 1 項各号に規定する要件等）を記載することでも足りるものとする。

⑤ 金商業等府令第 134 条第1項第 11 号に規定する「財務又は投資一任契約に係る業務に関する外部監査」には、以下のもの（これらに相当するものを含む。）が該当する。

- ・財務諸表監査及び内部統制監査
- ・会社法に基づく会計監査人による監査
- ・内部統制保証業務
- ・資産運用業務を行う会社のパフォーマンス開示がグローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）に準拠しているかに関する検証

⑥ 金商業等府令第 134 条第2項に基づき、運用報告書に金商業等府令第 96 条第 2 項各号に掲げる事項を記載する場合、同項第 3 号の「当該金融商品取引業者等とファンド関係者との間の資本関係」については、ファンド関係者が金融商品取引業者等の金商業等府令第 1 条第 3 項第 14 号に規定する親法人等、同項第 16 号に規定する子法人等又は第 126 条第 3 号に規定する関係外国法人等に該当する場合に、その旨を記載する。

また、金商業等府令第 96 条第 2 項第 3 号の当該金融商品取引業者等とファンド関係者との間の「人的関係」については、合理的と認められる一定の時点における役職員の兼職状況を記載する。

(注) 投資一任業者が権利者に提供する情報の対象期間を、金商業等府令第 134 条第 5 項に定める期間（6 月（権利者が存続厚生年金基金又は国民年金基金である場合は 3 月）。以下この注において「法定期間」という。）より短く設定した場合、当該権利者に対するすべての運用報告書の交付又は運用報告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供において、法定の情報提供事項のすべてを提供する必要はなく、法定期間内に提供されるすべての運用報告書の記載事項又は運用報告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供における情報提供事項を総合的に見て、法定の情報提供事項が網羅されていれば足りるものとする。

(2) 投資信託財産運用報告（全体版）の情報提供内容

投信法第 14 条第 1 項の規定により交付される投資信託財産に係る運用報告書（全体版）又は電磁的方法により提供される運用報告書（全体版）に記載すべき事項（以下 VI-3-2-6（1）において「投資信託財産運用報告（全体版）」という。）は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるべきものであり、投資信託財産の計算に関する規則（以下「投信財産計算規則」という。）第 58 条第 1 項各号に掲げる事項の具体的な表示要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。

- ① （略）
- ② 当該投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過

(注) 投資一任業者が権利者に交付する運用報告書の対象期間を、金商業等府令第 134 条第 3 項に定める期間（6 月（権利者が存続厚生年金基金又は国民年金基金である場合は 3 月）。以下この注において「法定期間」という。）より短く設定した場合、当該権利者に交付するすべての運用報告書に、法定の運用報告書記載事項のすべてを記載する必要はなく、法定期間内に交付されるすべての運用報告書の記載事項を総合的に見て、法定の運用報告書記載事項が網羅されていれば足りるものとする。

(2) 投資信託財産運用報告書（全体版）の記載内容

投信法第 14 条第 1 項の規定による投資信託財産に係る運用報告書（全体版）は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるべきものであり、投資信託財産の計算に関する規則（以下「投信財産計算規則」という。）第 58 条第 1 項各号に掲げる事項の具体的な表示要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。

- ① （略）
- ② 当該投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過

イ. 期初の基準価額、期末の基準価額及び期中における基準価額の状況が表示されていること。併せて、当該投資信託の投資信託財産における運用方針及び前期の運用報告に表示された「今後の運用方針」との関連（たとえば運用方針に従った投資行動が行われたかについての検証結果等）が表示されていること。

ロ. ・ハ. (略)

③～⑤ (略)

⑥ 公社債につき、種類及び銘柄ごとに、当期末現在における時価総額及び当該投資信託財産の計算期間中における売買総額

イ. ～ニ. (略)

ホ. 公社債の売買がレポ形式の取引に該当する場合は、上記（１）②の情報提供事項を準用していること。

⑦ (略)

⑧ 当期末現在において有価証券の貸付けを行っている場合には、種類ごとに、総株数又は券面総額

イ. (略)

ロ. 有価証券の貸付がレポ形式の取引に該当する場合は、上記（１）②の情報提供事項を準用していること。

⑨～⑳ (略)

(3) 投資信託財産に係る重要な情報提供事項

投信法第14条第2項の規定による交付運用報告書の交付又は交付運用報告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供においては、投資者が運用状況等を正しく把握するために必要な情報を提供するという観点から、運用状況に関する極め

イ. 期初の基準価額、期末の基準価額及び期中における基準価額の状況が表示されていること。併せて、当該投資信託の投資信託財産における運用方針及び前期の運用報告書に表示された「今後の運用方針」との関連（たとえば運用方針に従った投資行動が行われたかについての検証結果等）が表示されていること。

ロ. ・ハ. (略)

③～⑤ (略)

⑥ 公社債につき、種類及び銘柄ごとに、当期末現在における時価総額及び当該投資信託財産の計算期間中における売買総額

イ. ～ニ. (略)

ホ. 公社債の売買がレポ形式の取引に該当する場合は、上記（１）②の記載事項を準用していること。

⑦ (略)

⑧ 当期末現在において有価証券の貸付けを行っている場合には、種類ごとに、総株数又は券面総額

イ. (略)

ロ. 有価証券の貸付がレポ形式の取引に該当する場合は、上記（１）②の記載事項を準用していること。

⑨～⑳ (略)

(3) 投資信託財産に係る交付運用報告書の記載事項

投信法第14条第4項の規定による交付運用報告書は、投資者が運用状況等を正しく把握するために必要な情報を提供するという観点から、運用状況に関する極めて重要な事項が記載されるべきものである。

て重要な事項が提供されるべきものである。

かかる趣旨を踏まえ、投信財産計算規則第 58 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項の具体的な表示については、投資信託協会自主規制規則「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」を遵守する必要がある上、グラフや図を積極的に活用する、文章による説明は平易かつ簡易な表現で行うなど、投資者から見て正確な理解が容易に得られるよう創意工夫が求められる点に留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。

(4) 委託者非指図型投資信託の運用状況に係る情報提供事項
(略)

(5) 投資法人に係る資産運用報告の表示事項

投信法第 129 条第 2 項の規定により表示すべき資産運用報告は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるものであり、投資法人の計算に関する規則（以下「投資法人計算規則」という。）第 71 条に掲げる事項の具体的な表示要領は、上記（2）に準じて表示するものとする。ただし、投資法人の財産及び損益の状態を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。

なお、資産運用委託契約を締結した投資信託委託会社等が投資法人の資産を他の投資法人と合同して運用する場合には、投資法人計算規則第 73 条第 1 項第 26 号に規定するその他当該営業期間中における投資法人の運用状況を明らかにするために必要な事項として当該投資信託委託会社等が合同運用している資産の総額、当該資産の種類、当該資産に係る当該投資法人の持分並びに持分に相当する金額を表示するものと

かかる趣旨を踏まえ、投信財産計算規則第 58 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項の具体的な表示については、投資信託協会自主規制規則「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」を遵守する必要がある上、グラフや図を積極的に活用する、文章による説明は平易かつ簡易な表現で行うなど、投資者から見て正確な理解が容易に得られるよう創意工夫が求められる点に留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。

(4) 委託者非指図型投資信託の運用報告書の記載事項
(略)

(5) 投資法人に係る資産運用報告書の記載事項

投信法第 129 条第 2 項の規定により表示すべき資産運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるものであり、投資法人の計算に関する規則（以下「投資法人計算規則」という。）第 71 条に掲げる事項の具体的な表示要領は、上記（2）に準じて表示するものとする。ただし、投資法人の財産及び損益の状態を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。

なお、資産運用委託契約を締結した投資信託委託会社等が投資法人の資産を他の投資法人と合同して運用する場合には、投資法人計算規則第 73 条第 1 項第 24 号に規定するその他当該営業期間中における投資法人の運用状況を明らかにするために必要な事項として当該投資信託委託会社等が合同運用している資産の総額、当該資産の種類、当該資産に係る当該投資法人の持分並びに持分に相当する金額を記載するものと

する。

VI-3-2-6 外国投資信託の運用報告

(1) 投資信託財産運用報告（全体版）の表示要領

投信法第59条において準用する投信法第14条の規定による投資信託財産運用報告（全体版）は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるべきものであり、投信財産計算規則第63条第1項に掲げる事項の具体的な表示要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。

① （略）

② 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過

イ. ～ハ. （略）

二. 信託終了時の投資信託財産運用報告については、当該信託の開始時から前期末までの運用の経過の概略が表示されていること。

③ （略）

④ 当該外国投資信託の投資信託財産の計算期間の末日（以下VI-3-2-6において「当期末現在」という。）における貸借対照表並びに当該計算期間中の損益及び剰余金計算書並びにこれらの注記表

イ. （略）

ロ. 当該計算期間中における損益及び剰余金計算書並びにこれらの注記表が表示されていること。なお、損失金額を表示する場合は、△印又は負号を付記又は括弧書きす

する。

VI-3-2-6 外国投資信託の運用報告書

(1) 投資信託財産運用報告書（全体版）の表示要領

投信法第59条において準用する投信法第14条の規定による投資信託財産運用報告書（全体版）は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるべきものであり、投信財産計算規則第63条第1項に掲げる事項の具体的な表示要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。

① （略）

② 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過

イ. ～ハ. （略）

二. 信託終了時の投資信託財産運用報告書については、当該信託の開始時から前期末までの運用の経過の概略が表示されていること。

③ （略）

④ 当該外国投資信託の投資信託財産の計算期間の末日（以下VI-3-2-6において「当期末現在」という。）における貸借対照表並びに当該計算期間中の損益及び剰余金計算書並びにこれらの注記表

イ. （略）

ロ. 当該計算期間中における損益及び剰余金計算書並びにこれらの注記表が記載されていること。なお、損失金額を表示する場合は、△印又は負号を付記又は括弧書きす

ること。

⑤・⑥ (略)

⑦ 投資の対象とする有価証券の主な銘柄

イ. 当期末現在又は投資信託財産運用報告作成時点の最近日における投資株式のうち評価額上位 30 位について発行地又は上場金融商品取引所の区分により地域別に区分し、当該銘柄の名称、数量、時価総額及び投資比率について表示すること。

ロ. 上記イ. に代えて、当期末又は投資信託財産運用報告作成時点の最近日における投資株式及び株式以外の有価証券について、有価証券の種類別及び発行地又は上場金融商品取引所等の地域別ごとに、金額及び投資比率を表示することができる。

⑧～⑫ (略)

⑬ 投資の対象とする商品の主な種類

当期末現在又は投資信託財産運用報告作成時点の最近日において投資している商品のうち評価額上位 30 種類について通貨の種類ごとに区分し、当該商品の種類、数量、時価総額及び投資比率について表示すること。

⑭ (略)

⑮ 前各号に掲げるもののほか、当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される運用報告の表示事項（当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される運用報告につき特段の定めのない場合においては、投信財産計算規則第 58 条第 1 項各号に掲げる表示事項に準ずる事項）

ること。

⑤・⑥ (略)

⑦ 投資の対象とする有価証券の主な銘柄

イ. 当期末現在又は投資信託財産運用報告書作成時点の最近日における投資株式のうち評価額上位 30 位について発行地又は上場金融商品取引所の区分により地域別に区分し、当該銘柄の名称、数量、時価総額及び投資比率について表示すること。

ロ. 上記イ. に代えて、当期末又は投資信託財産運用報告書作成時点の最近日における投資株式及び株式以外の有価証券について、有価証券の種類別及び発行地又は上場金融商品取引所等の地域別ごとに、金額及び投資比率を表示することができる。

⑧～⑫ (略)

⑬ 投資の対象とする商品の主な種類

当期末現在又は投資信託財産運用報告書作成時点の最近日において投資している商品のうち評価額上位 30 種類について通貨の種類ごとに区分し、当該商品の種類、数量、時価総額及び投資比率について表示すること。

⑭ (略)

⑮ 前各号に掲げるもののほか、当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される運用報告書の表示事項（当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される運用報告書につき特段の定めのない場合においては、投信財産計算規則第 58 条第 1 項各号に掲げる表示事項に準ずる事項）

投信財産計算規則第 58 条第 1 項に準じて表示する場合には、VI-3-2-3 (2) に準じて表示すること。

(2) 投資信託財産に係る重要な情報提供事項の表示要領

投信法第 59 条において準用する投信法第 14 条第 2 項の規定による交付運用報告書の交付又は交付運用報告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供においては、投資者が運用状況等を正しく把握するために必要な情報を提供するという観点から、運用状況に関する極めて重要な事項が提供されるべきものであり、可能な限り、投資信託に係る重要な情報提供事項 (VI-3-2-3 (3) 参照) において提供される情報と同程度の情報が提供されるべきである。

かかる趣旨を踏まえ、投信財産計算規則第 63 条第 3 項各号に掲げる事項の具体的な表示については、設定された外国の法制やファンドの実態に照らしつつ、投資信託協会自主規制規則「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」の内容を参考にした上 (設定された外国の法制やファンドの実態に照らし、やむを得ない事情により同規則において規定された事項の表示ができない場合は、当該事項に準じた表示をするなど、柔軟に対応すること)、グラフや図を積極的に活用する、文章による説明は平易かつ簡易な表現で行うなど、投資者から見て正確な理解が容易に得られるよう創意工夫が求められる点に留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。

VI-3-5 投資法人に係る事務処理上の留意点

VI-3-5-4 証明書の発行

投信財産計算規則第 58 条第 1 項に準じて表示する場合には、VI-3-2-3 (2) に準じて表示すること。

(2) 交付運用報告書の表示要領

投信法第 59 条において準用する投信法第 14 条第 4 項の規定による交付運用報告書は、投資者が運用状況等を正しく把握するために必要な情報を提供するという観点から、運用状況に関する極めて重要な事項が記載されるべきものであり、可能な限り、投資信託に係る交付運用報告書 (VI-3-2-3 (3) 参照) において提供される情報と同程度の情報が提供されるべきである。

かかる趣旨を踏まえ、投信財産計算規則第 63 条第 3 項各号に掲げる事項の具体的な表示については、設定された外国の法制やファンドの実態に照らしつつ、投資信託協会自主規制規則「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」の内容を参考にした上 (設定された外国の法制やファンドの実態に照らし、やむを得ない事情により同規則において規定された事項の表示ができない場合は、当該事項に準じた表示をするなど、柔軟に対応すること)、グラフや図を積極的に活用する、文章による説明は平易かつ簡易な表現で行うなど、投資者から見て正確な理解が容易に得られるよう創意工夫が求められる点に留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。

VI-3-5 投資法人に係る事務処理上の留意点

VI-3-5-4 証明書の発行

(1) 信託会社等に対する証明書の発行

① 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の
(略)

イ・ロ (略)

ハ. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。

a.・b. (略)

c. 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

i) 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。(提出を受けた資産運用報告により、特定不動産の割合が百分の七十五以上であることが確認できる場合は、当該要件を満たしているものとする。)

ii) (略)

二. (略)

② 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行
(略)

イ. (略)

ロ. (略)

a.・b. (略)

c. 当該投資信託において運用されている特定資産が、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

i) 特定不動産の割合が百分の七十五以上であるこ

(1) 信託会社等に対する証明書の発行

① 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の
(略)

イ・ロ (略)

ハ. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。

a.・b. (略)

c. 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

i) 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。(提出を受けた資産運用報告書により、特定不動産の割合が百分の七十五以上であることが確認できる場合は、当該要件を満たしているものとする。)

ii) (略)

二. (略)

② 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行
(略)

イ. (略)

ロ. (略)

a.・b. (略)

c. 当該投資信託において運用されている特定資産が、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

i) 特定不動産の割合が百分の七十五以上であるこ

と。(提出を受けた運用報告により、特定不動産の割合が百分の七十五以上であることが確認できる場合は、当該要件に該当しているものとする。)

ii) (略)

(2) 投資法人に対する証明書の発行

① 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行
(略)

イ・ロ (略)

ハ (略)

a. ~ c. (略)

d. 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

i) 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。(提出を受けた資産運用報告により、特定不動産の割合が百分の七十五以上であることが確認できる場合は、当該要件を満たしているものとする。)

ii) (略)

二 (略)

② 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行
(略)

イ (略)

ロ (略)

a. ・ b. (略)

c. 当該投資法人が運用する特定資産が、次に掲げる

と。(提出を受けた運用報告書により、特定不動産の割合が百分の七十五以上であることが確認できる場合は、当該要件に該当しているものとする。)

ii) (略)

(2) 投資法人に対する証明書の発行

① 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行
(略)

イ・ロ (略)

ハ (略)

a. ~ c. (略)

d. 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

i) 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。(提出を受けた資産運用報告書により、特定不動産の割合が百分の七十五以上であることが確認できる場合は、当該要件を満たしているものとする。)

ii) (略)

二 (略)

② 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行
(略)

イ (略)

ロ (略)

a. ・ b. (略)

c. 当該投資法人が運用する特定資産が、次に掲げる

要件のいずれかに該当するものであること。

- i) 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。(提出を受けた資産運用報告により、特定不動産の割合が百分の七十五以上であることが確認できる場合は、当該要件に該当しているものとする。)
- ii) (略)

Ⅶ. 監督上の評価項目と諸手続 (投資助言・代理業)

Ⅶ-2 業務の適切性 (投資助言・代理業)

Ⅶ-2-1 投資助言業に係る業務の適切性

Ⅶ-2-1-2 勧誘・説明態勢

(1) (略)

(2) 契約締結前及び契約締結時の書面交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る留意事項

金商業等府令第 95 条第 1 項第 2 号及び第 4 号並びに第 106 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に掲げる事項について、分析者等の氏名又は投資顧問契約に基づく助言の業務を行う者の氏名に代わり、金融商品の価値等の分析若しくは当該分析に基づく投資判断を行う部署の名称又は助言の業務を行う部署の名称を提供する場合において、「照会に対して速やかに回答できる体制」としては、例えば、当該分析者等又は助言の業務を行う者の氏名に係る記録が、投資助言業者において適切に作成・保存されることにより、顧客からの照会に対して、速やかに当該記録を確認し、回答できる態勢となっていることが考えられる。

要件のいずれかに該当するものであること。

- i) 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。(提出を受けた資産運用報告書により、特定不動産の割合が百分の七十五以上であることが確認できる場合は、当該要件に該当しているものとする。)
- ii) (略)

Ⅶ. 監督上の評価項目と諸手続 (投資助言・代理業)

Ⅶ-2 業務の適切性 (投資助言・代理業)

Ⅶ-2-1 投資助言業に係る業務の適切性

Ⅶ-2-1-2 勧誘・説明態勢

(1) (略)

(2) 契約締結前の書面交付及び契約締結時の書面交付に係る留意事項

金商業等府令第 95 条第 1 項第 2 号及び第 4 号並びに第 106 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に掲げる事項について、分析者等の氏名又は投資顧問契約に基づく助言の業務を行う者の氏名に代わり、金融商品の価値等の分析若しくは当該分析に基づく投資判断を行う部署の名称又は助言の業務を行う部署の名称を記載する場合において、「照会に対して速やかに回答できる体制」としては、例えば、当該分析者等又は助言の業務を行う者の氏名に係る記録が、投資助言業者において適切に作成・保存されることにより、顧客からの照会に対して、速やかに当該記録を確認し、回答できる態勢となっていることが考えられる。

<p>(3) (略)</p> <p>VII-2-1-3 投資顧問契約の解除（クーリングオフ）</p> <p>(1) 投資顧問契約の解除（クーリングオフ）に係る留意事項</p> <p>① 金商業等府令第 115 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「投資顧問契約の締結のために通常要する費用の額」とは、電話代、封筒代等をいい、旅費等は含まれない。</p> <p>② 金商業等府令第 115 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する「前条に規定する日から解除時までの日数」の計算に当たっては、<u>金商業等府令第 115 条に規定する情報の提供方法の区分に応じた解除の起算日及び金商業等府令第 115 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「解除時」の属する日を含むものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>VII-2-2 代理・媒介業に係る業務の適切性</p> <p>VII-2-2-2 代理・媒介業者の態勢整備</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① 社内規則に顧客への勧誘、契約内容の説明及び契約締結時等交付書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の方法が具体的に定められており、法令等を遵守した適切な業務を行うこととしているか。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>VIII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</p>	<p>(3) (略)</p> <p>VII-2-1-3 投資顧問契約の解除（クーリングオフ）</p> <p>(1) 投資顧問契約の解除（クーリングオフ）に係る留意事項</p> <p>① 金商業等府令第 115 条第 1 項第 1 号に規定する「投資顧問契約の締結のために通常要する費用の額」とは、電話代、封筒代等をいい、旅費等は含まれない。</p> <p>② 金商業等府令第 115 条第 1 項第 3 号に規定する「<u>契約締結時交付書面を受領した日から解除時までの日数</u>」の計算に当たっては、<u>当該書面を受領した日及び金商業等府令第 115 条第 1 項第 1 号に規定する「解除時」の属する日を含むものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>VII-2-2 代理・媒介業に係る業務の適切性</p> <p>VII-2-2-2 代理・媒介業者の態勢整備</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① 社内規則に顧客への勧誘、契約内容の説明及び契約締結時交付書面の交付の方法が具体的に定められており、法令等を遵守した適切な業務を行うこととしているか。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>VIII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</p>
---	---

Ⅷ-1 業務の適切性（登録金融機関）

登録金融機関の業務の適切性については、Ⅲ-2（Ⅲ-2-3-2-4（3）、Ⅲ-2-6（1）③及び⑤、Ⅲ-2-8（3）、Ⅲ-2-9並びにⅢ-2-15を除く。）、Ⅳ-1-3、Ⅳ-3-1（Ⅳ-3-1-2（1）、Ⅳ-3-1-4（6）及びⅣ-3-1-5を除く。）、Ⅳ-3-2-3（4）、Ⅳ-3-3（Ⅳ-3-3-1（1）、（2）及び（4））、Ⅳ-3-3-2（4）③から⑧まで、Ⅳ-3-3-4（1）及び（2）並びにⅣ-3-3-5を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、Ⅳ-3-5（Ⅳ-3-5-4を除く。）、Ⅳ-3-6、Ⅴ-2-4（Ⅴ-2-4-4を除く。）、Ⅴ-2-5、Ⅵ-2（Ⅵ-2-2-1（1）⑦から⑨まで及びⅥ-2-2-5（2）（3）を除く。）及びⅦ-2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。

なお、金融商品仲介業務については、Ⅳ-3-1-2（6）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。

Ⅷ-1 業務の適切性（登録金融機関）

登録金融機関の業務の適切性については、Ⅲ-2（Ⅲ-2-3-2-4（2）、Ⅲ-2-6（1）③及び⑤、Ⅲ-2-8（3）、Ⅲ-2-9並びにⅢ-2-15を除く。）、Ⅳ-1-3、Ⅳ-3-1（Ⅳ-3-1-2（1）、Ⅳ-3-1-4（6）及びⅣ-3-1-5を除く。）、Ⅳ-3-2-3（4）、Ⅳ-3-3（Ⅳ-3-3-1（1）、（2）及び（4））、Ⅳ-3-3-2（4）③から⑧まで、Ⅳ-3-3-4（1）及び（2）並びにⅣ-3-3-5を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、Ⅳ-3-5（Ⅳ-3-5-4を除く。）、Ⅳ-3-6、Ⅴ-2-4（Ⅴ-2-4-4を除く。）、Ⅴ-2-5、Ⅵ-2（Ⅵ-2-2-1（1）⑦から⑨まで及びⅥ-2-2-5（2）（3）を除く。）及びⅦ-2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。

なお、金融商品仲介業務については、Ⅳ-3-1-2（6）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。